

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和3年5月25日（火）

会議出席者

<出席委員>

坂本会長、石井委員、岩田委員、工藤委員、小林委員、佐藤委員、高木委員、別宮委員、箕浦委員、湯本委員

<事業者>

東京電力パワーグリッド株式会社

工務部 送変電建設センター 広域工事グループマネージャー 大内氏
広域工事グループチームリーダー 星野氏
広域工事グループチームリーダー 五十嵐氏
広域工事グループ 片平氏

ユーロフィン日本環境株式会社

自然環境コンサルティング事業部 自然環境グループマネージャー 中野氏
自然環境グループ 北川氏
環境調査グループ 浅田氏

<事務局>

渡辺大気水質保全課長、安部課長補佐、渡邊主査、大森技師

次第

- 1 開会
- 2 議事
議題 「東清水線新設工事事業」に係る環境影響評価準備書について
- 3 その他
- 4 閉会

資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と準備書手続について

資料2 東清水線計画地周辺の状況について

事業者説明資料

1 開会

(司会 安部課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。委員の皆様には、御多忙中のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課環境影響評価担当安部でございます。

はじめに、渡辺 大気水質保全課長から、御挨拶を申し上げます。

(事務局 渡辺課長)

本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。昨年につきましては、太陽電池発電事業の対象規模の引き下げについて御審議いただきました。お陰様で、スクリーニング規模を森林地域は1ヘクタールにするという規則改正につきまして、今年5月1日から施行することができました。改めて御礼申し上げます。

さて、本日は、南部町内における送電線の新設事業である東清水線新設工事事業の準備書手続についてでございます。山中に大きな鉄塔を建てまして、電線を張る事業でございます。委員の皆様におかれましては、当該事業が十分な環境保全措置を講じて、より環境に配慮した事業になりますよう限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。本日はよろしく願いいたします。

(司会 安部課長補佐)

渡辺課長は他の公務のため、ここで退出させていただきます。

続きまして、審議会の開催要件の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、会場に5名、ウェブ会議システムで5名の計10名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第四十七条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。なお、本日の席次表に変更がございます。ウェブ会議システムによる出席の中で、早見委員が出席の御予定でしたが、急遽、所要のため、御欠席となりますので、御承知おきください。

ここで、配布資料の確認を行います。次第・席次表、委員名簿、資料1、資料2、その他、事業者説明資料がございます。資料に不足がある場合には、事務局までお申し出ください。配布資料はよろしいでしょうか。

次に傍聴人の皆様への留意事項につきまして御説明いたします。傍聴人の皆様は、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧ください。技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点について御協力をお願いします。審議中はお静かにお願いします。拍手、声援、野次等を行わないでください。その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。なお、御協力いただけないときには、退出していただく場合がございます。また審議会の記録のために、審議の途中で、写真を撮影する場合がございます。

次に、今回の会議開催方法について説明いたします。前回と同様、対面とウェブ会議システムを併用することといたしました。本日は、事業者の方にもウェブ参加していただいております。

また、議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。また、御発言の都度お名前を仰っていただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場にいらっしゃる委員の皆様には、マスク着用のまま、マイクでの発言をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第四十七条第10項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思っております。それでは、坂本会長、よろしくをお願いいたします。

2 議事

議題 「東清水線新設工事事業」に係る環境影響評価準備書について

(坂本会長)

それでは、議事を進行させていただきます。案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする、議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというようお願いいたします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行います。非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人の本会場から退出いただきます。以上、御協力をお願いします。

本日の議題は、東清水線新設工事事業に係る準備書に関するものです。事務局から経緯等の説明後、事業者から準備書の内容について説明いただいた後、質疑応答・意見交換を行います。なお、希少動植物に係る部分については、後ほどまとめて非公開で審議を行います。終了時刻は、午後3時から4時頃を予定しております。

では、この議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊でございます。資料に基づき説明させていただきます。まず、資料1「事業概要と準備書手続について」を御覧ください。ウェブの方には画面共有もしております。

今回、準備書手続の対象となる事業は、東清水線新設工事事業です。事業者は、東京電力パワーグリッド株式会社です。条例第二分類事業、送電線路の設置の工事に該当します。関係地域は南部町です。準備書手続は、事業者が環境アセスメントの結果を取りまとめた書類を作成し、これを公告、縦覧するとともに、地域において説明会を開催することなどにより、住民等や市町村長、知事などから意見を聞く手続です。事業者は、これらの意見に配慮して、事業計画及び環境の保全のための措置について、再検討することになります。手続の流れは図のとおりとなっております。説明は割愛させていただきます。

裏面を御覧ください。本件準備書手続に係るスケジュールです。事業者による準備書の縦覧は、4月9日から5月10日まで実施され、同時に意見の受付を昨日まで行っておりました。本日、第1回目の技術審議会になります。

今後の流れですが、「事業者から県民等意見の概要送付」、「県から南部町長への意見照会」、技術審議会を開催し、知事意見を通知することになります。知事意見の期限は、事業者から意見概要書が送付されてから120日以内となっております。以上で、資料1の説明を終わります。

続きまして、資料2「東清水線新設工事計画地周辺の状況」を御覧ください。また準備書を手元に御用意ください。事務局で現地を確認してまいりました。通常、準備書の審議では、現地視察を行っているところですが、本事業では、計画地までの距離が遠いことや、送電線設置場所が、現況、山中で確認できる地点が少ないこと、また近隣県で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施されていることなどから、委員による視察は行わず、事務局が調査した結果を報告させていただくことにいたしました。

準備書1-22ページをお開きください。本事業は、南部町から静岡県境に向けて、約4キロメートル、8基の鉄塔を設置する計画となっております。事務局では、各鉄塔設置場所や、残土処理場、索道基地などのうち、車で到達可能な場所を確認してまいりましたので、状況を御説明いたします。

まず、準備書1-24ページを御覧下さい。No33鉄塔設置のために使用する「索道基地、使用面積1360平方メートル」を確認してまいりました。資料2の2ページを御覧ください。No33鉄塔の索道基地計画地の現況です。写真のとおり、平場となっている場所でございます。資料2の3ページ、4ページ、5ページが同じ場所の写真です。

続いて、準備書の同じ1-24ページ、右下にある残土処理場②の地点を確認してまいりました。資料2の6ページ、7ページを御覧ください。こちらもすでに平場となっている場所でございます。

次に、準備書1-25ページを御覧ください。No34鉄塔周辺を確認してまいりました。資料2の8ページは、鉄塔用地です。9ページは同じ場所を近くから撮影したものです。資料2の10ページは、鉄塔横のエンジン場用地の状況です。11ページは、隣接する残土処理場③の状況です。こちらも平場となっております。

続いて、準備書の同じ1-25ページで、左上に位置する残土処理場④を確認してまいりました。資料2の12ページから14ページです。こちらも平場となっている場所です。道路から一段下がっているような場所でした。

次も準備書の同じ1-25ページで、右上に位置するNo35鉄塔位置を確認してまいりました。それが、資料2の15ページです。16ページは、隣接する拡幅場所です。

次は、準備書の1-26ページで、左下に位置する、No36鉄塔用のモノレール基地、モノレールルートを確認してまいりました。資料2の17ページです。写真の右上に見えるのが、中部横断自動車道でございます。資料2の18ページは、モノレール基地から、モノレールルート方向を撮影しました。

次は、準備書の同じ1-26ページ、中段に位置する、No37鉄塔用の索道基地を確認してまいりました。資料2の19ページから22ページです。こちらもすでに平場となっている場所でございます。

最後は、準備書の1-27ページ、右上に位置するNo38鉄塔用のドラム場用地兼残土処理場⑤を確認してまいりました。資料2の23ページから25ページです。こちらは、現状、林中、こちらを伐採して平場にされるという計画となっております。

ります。

以上、事務局で確認してきた結果を御報告させていただきました。

(坂本会長)

御説明ありがとうございました。それでは、引き続きまして、事業内容について、事業者から御説明いただきたいと思えます。

(東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

東京電力パワーグリッドの大内と申します。本日は、準備書の内容を要約版としてまとめさせていただきまして、公開と非公開資料を用意いたしましたので、簡潔に御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

(東京電力パワーグリッド(株) 片平氏)

東京電力パワーグリッド株式会社工務部送変電建設センター広域工事グループの片平と申します。それでは、東清水線新設工事業環境影響評価準備書につきまして、要点を絞った形で御説明させていただきます。概ね30分程度の説明とさせていただきます。宜しくをお願いいたします。

はじめに、準備書の構成は、こちらの第1章から第12章で構成されています。事業者はこちらのとおりとなっております。

次に、事業の目的は、2011年3月の東日本大震災において、大規模な電源の被災により、東日本の供給力不足が生じました。それに対し、西日本の供給余力を十分確認出来なかったことなどにより、計画停電や電力使用制限など国民生活に大きな影響を与えました。このような状況を踏まえ、東京中部間連系設備増強について社会的要請が高まり、国の委員会等で、増強の目標が立てられました。これを受けて、長野方面で210万キロワットまでの増強工事を行いました。今回は、「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」において300万キロワットまでの増強が策定され、東京電力パワーグリッドが新設送電線の東清水線60万キロワット増強を進めるものです。

工事概要図については、スクリーンに示すとおりです。事業の内容は、電圧は、275キロボルト、亘長は約13キロメートルで、このうち山梨県側は約4キロメートルとなります。鉄塔基数は22基で、このうち山梨県側は8基です。鉄塔の高さは平均で約60メートルから80メートルになります。また、電線と電線の幅は約12メートルから14メートルとなります。

次に、今回の工事区間について御説明いたします。起点となる静岡県清水区の弊社の、154キロボルト富士川線から、山梨県南部町の電源開発様の、275キロボルト佐久間東幹線を結ぶ、亘長約13キロメートルの送電工事です。また、今回の山梨県の工事新設区間は、南部町の亘長約4キロメートルの送電線工事となっております。次に、今回の送電線鉄塔の形状は、スクリーンに示すとおり、鉄塔の高さは約60メートルから80メートル、幅は約12メートルから14メートル程度を標準と考えています。

次に、今回の送電線の基本ルート選定の考え方について御説明しますと、①自然環境と調和がとれること、②社会環境と調和がとれること、③技術的に調和がとれること、④立地面で問題が少ないことなどに配慮して基本ルートを選定いたします。

次に、ルートゾーンの選定について、御説明いたします。スクリーンに示すとおり、起点と終点を結んだ直線の両側約5キロメートルを調査範囲とし、この中に候補となるA及びBルートゾーンを設定、このルートゾーンから①改変規模を最小化するため、起終点を直線で結ぶルートゾーンとしました。②調査範囲の主要道路である国道、県道沿いの住居等の密集地を回避し、山側を通過するルートゾーンとしました。③主要な眺望地点の高ドッキョウ、貫ヶ岳（カンガダケ）等からの富士山の景観への影響に配慮したルートゾーンとしました。④地形・地質に配慮したルートゾーンとしました。⑤自然災害に配慮したルートゾーンを選定しております。①から⑤項を考慮しAルートゾーンを選定いたしました。

次にルートゾーン比較検討結果になります。影響がある項目を×で示しており、亘長、富士山景観、希少猛禽類、この三つの項目となります。亘長を比較しAルートゾーンは約13キロメートル、Bルートゾーンは約14.5キロメートルとなります。次に、人の生活環境についてになります。AルートゾーンとBルートゾーンのどちらも農用地区域を一部通過するが、特にAルートゾーンの山梨県側で都市地域・農用地区域を回避されています。次に、富士山景観についてになります。確認した視点場は高ドッキョウ、貫ヶ岳、平治の段の3箇所、赤の矢印が富士山方向を示しています。次に、植生自然度についてになります。Aルートゾーンが静岡県側で、ごく小面積の（自然度8以上の二次林）が一部あるのみでどちらのルートも自然度の高い植生箇所を避けられております。次に、天然記念物等について、Bルートゾーンは自然記念物及び特定植物群落を避けられており、Aルートゾーンは一部特定植物群落の上空を通過します。次に、土砂災害についてになります。A、Bルートゾーンとも一部の土砂災害警戒区域が含まれておりますが、ほぼ避けられています。特にAルートゾーンのほう避けられています。地滑りについて、地滑り地形が点在しておりますが、A、Bルートゾーンともに面積の広い地滑り地形は避けられています。

次に、工事の概要について御説明いたします。工事期間は、2022年度から2026年度になります。送電線工事の手順は、仮設備工事、資機材の運搬、基礎工事、鉄塔組立工事、架線工事、仮設撤去、緑化工事の手順で行います。その工事別の主な施工状況の写真をスクリーンに示しています。左から、まず、仮設備工事として資機材を運搬する設備を構築します。次に、鉄塔を支える基礎を構築します。基礎工事が完了しましたら、鉄塔の組立を行い、最後に、電線の架線を行い、工事が完了いたします。

次に、第2章、関係地域になります。地域特性を把握する地域とし、送電線が通過する「山梨県南巨摩郡南部町」です。

次に、第3章、地域特性になります。こちらは、方法書に記載している内容となります。各項目について新しい情報があった場合は、適宜、見直したほか、方法書に対する御意見を受けて、動植物リストを整理し直しております。

こちらが社会的状況となります。

次に、工事区域周辺に生息する貴重な動物としてクマタカとハヤブサを載せております。

第4章、方法書に対する意見及び事業者の見解になります。2019年8月26日、県知事から意見の通知を受けました。県知事意見に対しての事業者意見を準備書へ記載しております。なお、方法書に対する意見を受けて追加した項目は、以降

のスライドで、赤字で示しております。知事意見は、11項目20件の御意見を受領しており、この御意見を基に今回の準備書を作成しております。

第5章、環境影響評価の把握になります。事業の実施に伴う影響は、工事を行っている期間の影響と、建設された後の存在・供用による影響に区分されます。それぞれについて影響要因を把握した結果、まず、工事による影響として、建設機械や工事用車両による大気・騒音・振動などの影響、工事敷地からの濁水の影響、樹木の伐採などによる動植物・生態系への影響が挙げられます。

次に、存在・供用による影響として、景観・風景が変化することが挙げられます。これらの影響要因の中から、事業計画及び過去の送電線事業の事例を勘案し、第6章、表に示しますとおり、環境影響評価の項目を選定しました。○は環境影響評価を標準的に行う項目で、△は環境影響評価を行わず、一般的な環境保全対策で対応する項目になります。工事による影響は、陸上植物・陸上動物・水生生物・生態系を選定し、存在・供用による影響は景観・風景を選定しました。

第7章、選定した環境影響評価項目ごとの手法を御説明いたします。まず、陸上植物です。植物相、植生、保全すべき植物種及び植物群落について調査を行いました。方法書に対する意見を反映して調査地域は事業実施区域から500メートルの範囲とし、植物相は5回、植生は3回実施しました。また、調査の結果から、陸上植物の生育環境と事業計画を重ね合わせるにより予測を行い、事業による影響ができる限り配慮されているかどうかについて評価しました。

次に、陸上動物です。哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、保全すべき動物について調査を行いました。調査地域は、動物相については事業実施区域から500メートルの範囲とし、希少猛禽類については1.5キロメートルの範囲としました。方法書に対する御意見を反映して各分類群の動物を確認するのに適した時期に、適切な回数の調査を実施しました。また、希少両生類は活動期に調査を2回実施しました。また、調査の結果から、陸上動物の生息環境と事業計画を重ね合わせるにより予測を行い、事業による影響ができる限り配慮されているかどうかについて評価しました。

続きまして、水生生物です。方法書に対する意見を反映し、追加した項目となります。魚類、底生動物、保全すべき水生生物について調査を行いました。調査地域は、事業実施区域から500メートルの範囲の河川で、それぞれ3回実施しております。また、調査の結果から、水生生物の生息環境について、影響の程度を推定することにより予測を行い、事業による影響ができる限り配慮されているかどうかについて評価しました。

続きまして、生態系になります。これまで御説明した陸上植物・陸上動物・水生生物の現地調査の結果や既存資料などをもとに、生態系の持つ要素や機能について調査を行いました。また、調査の結果から、生態系の面的な広がりなどと事業計画を重ね合わせるにより予測を行い、事業による影響ができる限り配慮されているかどうかについて評価しました。

続きまして、景観・風景になります。地域の風景の特性について既存資料による整理を行い、図に示します主要な眺望地点21地点において、夏・秋の2回写真撮影を行いました。また、撮影された写真に対象事業を合成したフォトモンタージュにより予測を行い、事業による影響ができる限り配慮されているかどうかについて評価しました。

次に、第8章、環境影響評価の結果について御説明します。まず、陸上植物です。調査の結果、記載のとおり植物が確認され、植生としては、スギ・ヒノキ植林の面積が最も広く、全体の約77パーセントを占めました。79種が保全すべき植物に該当したほか、特定植物群落など3群落の保全すべき植物群落が分布しています。予測の結果、対象事業実施区域内に生育する保全すべき植物23種の生育状況に変化が生じると予測され、近傍の18種に生じる可能性があるとして予測されました。このため、環境保全措置として、生育環境を改変しないための回避措置、生育に適した環境へ移植するといった代償措置、マーキングによる影響の最小化といった措置を行うこととしました。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲で、環境への影響ができる限り緩和されていると評価しました。

続きまして、陸上動物です。調査の結果、記載のとおり種が確認され、このうち、哺乳類8種、鳥類14種、爬虫類3種、両生類5種、昆虫類9種が保全すべき動物に該当しました。予測の結果、鳥類のツミ、クマタカ、ハヤブサの生息状況に変化が生じる可能性があるとして予測され、また、種の保全のため種名は公開しませんが、希少両生類について、変化の程度は極めて小さいが不確実性が存在すると予測されます。このため、環境保全措置として、クマタカやハヤブサの繁殖期を避けて工事を行うといった回避措置、伐採範囲の最小化や低騒音型機械の使用などといった最小化、工事着手前に万が一、希少両生類の生息が確認された場合の個体の移動といった代償措置を行うこととしました。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲で、環境への影響ができる限り緩和されていると評価しています。

続きまして、水生生物です。調査の結果、記載のとおり種が確認され、このうち、魚類2種、底生動物3種が保全すべき水生生物に該当しました。予測の結果、大規模な濁水を発生させる工事を計画していないことなどから、変化の程度は極めて小さいと予測されました。このため、標準的な環境保全措置として、掘削土を適切に処理し、濁水の流出を防止する措置を行います。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲で、環境への影響ができる限り緩和されていると評価しています。

続きまして、生態系です。調査地域の環境を類型区分した結果、山地の樹林、山地の草地、谷底平野の河畔林、谷底平野の河川と区分されました。また、これらの環境を基盤とした生態系の食物連鎖の関係から、地域を特徴づける指標種として、上位性の観点からは、鳥類のクマタカ、爬虫類のシマヘビなどが選定され、典型性の観点からは、植物のスギ・ヒノキ植林、両生類のネバタゴガエルなどが選定され、特殊性の観点からは、種の保全のため種名は公開しませんが、希少両生類が選定されました。予測の結果、上位性のクマタカの生息状況に変化が生じる可能性があるとして予測され、希少両生類について、変化の程度は極めて小さいが不確実性が存在すると予測されました。このため、環境保全措置として、クマタカの繁殖期を避けて工事を行うといった回避措置、伐採範囲の最小化や低騒音型機械の使用などといった最小化、工事着手前に万が一、希少両生類の生息が確認された場合の個体の移動といった代償措置を行うこととしました。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲で環境への影響ができる限り緩和されていると評価しています。

続きまして、景観・風景です。調査地域には、貫ヶ岳、高ドッキョウといった景観資源が存在しており、山間部特有の景観が形成されています。送電線路の視認の可否などから抽出した、主要な眺望地点8地点からの眺望景観の状況を把握した結果、いずれも、その影響は僅か、或いは現況を大きく阻害するものではないことから、影響は極めて小さいと予測しています。このため、標準的な環境保全措置を実施するほか、追加で鉄塔の色彩への配慮を行うこととしました。明度7の色彩にすることにより、モニタージュ写真に示しましたとおり、背景に溶け込むよう景観に配慮します。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲で、環境への影響ができる限り緩和されていると評価しています。

次に、第9章、事後調査計画について御説明します。事後調査は、先に、御説明しました環境保全措置のうち、効果に不確実性が存在するものを対象としました。ベニシユスラン等、19種の植物については、移植等の環境保全措置の効果を確認するため、活着状況について調査を行います。イワヘゴ等、18種の植物については、工事の影響の有無を確認するための調査を行います。また、クマタカ、ハヤブサ、ツミといった猛禽類については、工事に対する忌避行動の有無や利用域の変化などを確認するための調査を行います。

以上で、東清水線新設工事事業の環境影響評価準備書の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。ただ今、事業者の方から説明をいただきました。皆さんから、御質問、御意見を伺う前に、まず、今日の会議の位置付けを、改めて確認したいと思います。事業者説明資料の28ページにございますように、環境影響評価について、何を、どのように調査、予測、評価するかを、方法書で出されました。それについて、この審議会で審議して、それを踏まえて知事意見として、2019年の約2年前に、事業者に通知いたしました。

今日の審議は、事業者の方が、その意見を踏まえ、調査手法等に反映し、評価した結果が、事業者説明資料の34ページ以降に示されたということです。

では、皆さんに御意見をお伺いしたいと思います。今日はウェブと対面を併用しておりますので、まず、会場の委員の皆さんから御意見をお聞きした後、ウェブ参加の皆さんに御意見をお聞きしようと思います。ウェブ参加の方は、ミュートのまましばらくお待ちください。それでは、会場の方、御質問、御意見をお願いします。

(石井委員)

石井でございます。景観風景について、お聞きしたいこととお願いしたいことがあります。まず、準備書8-206ページで、以前、現地視察した際に、そこまで一般の人の目に触れるところではないと分かりましたので、全般的には良いとは思っております。8-206ページで、鉄塔No. 38のフォトモニターシュがあります。先ほど最初に見せていただいた、準備書1-27ページで位置図がありましたが、地形図から見ると、山の一番高いところに立っています。やはり、鉄塔は尾根の上や頂上を、できるだけ避けたほうが良い。例えば、アメリカの国立公園を通すときはもう全部見えないところ、低いところに建てていくというようなことをやっています。

それと関係していますが、今回の説明の中に「できる限り」や「実行可能な」という言い方が出てきます。他の事業の時にも言っていますが、何をもって「できる限り」なのか、「実行可能」なのかというのが、やはりはっきりしてない。現実的に、例えば今、SDGsが企業にとっては、プラスになるということで、随分、対応は変わっていますよね。そういうことから考えると、「できる限り」とは、どの範囲を「できる限り」というように言っているのか、少し分からなくて、そういう意味でいくと、鉄塔No. 38の位置をずらすなり、一本大きなものを立てるのではなくて、2本で避けるというのも、可能性としては考えられるのではないかと思います。その辺を検討することはできないのでしょうか。

もう一つは以前、審議会の中だと思のですが、中部横断道から少し見えるところがあると話したと思うのですが、それについて触れられていないような気がします。実際に、山間部を走る高速道路とか、自動車道路から見たとき、ちょっとしたものがあるだけでも随分、気になります。それについても、どういう見解であるか、示したほうがいいと前にも言ったと思いますが、その辺りの御意見をお聞きしたいと思しますので、よろしくお願いします。

(坂本会長)

はい。一つ、言い忘れましたが、2年前には鉄塔の位置の候補など、その辺の説明がない状況での方法書の審議でした。今回は、その工事の方法や具体的な場所などが出てきまして、これをやめるとは言えないのかもしれませんが、御説明は十分受けたいと思いますので、その辺を踏まえて、鉄塔の位置や候補について、できる限りという部分でどういように対応したのか、委員の方々に分かるように、御説明いただけたらと思います。それでは事業者の方、よろしくお願いします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 五十嵐氏)

今、鉄塔38号が尾根の上に立っているという話がありましたけれども、鉄塔位置は、地盤の安定性と地滑りの観点から選定しております。これを尾根状の下に持つてくるのは、景観的には下に配慮するような形になりますが、立地的にはやはり尾根の上の方が地盤が安定しているということで、鉄塔位置の選定を行っております。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

「できる限り」ということについて補足させていただきますけど、「できる限り」というところで、今回は、見えるところについては、鉄塔の色等々を検討していくことにより、対応していきたいと考えております。

質問の中で、中部横断自動車道の横断箇所からの見え方について、以前の方法書の審議会で審議されたということですので、こちらは次の審議会でその内容を整理して、また御報告したいと考えております。以上です。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。一つは宿題で答えていただけるとのことです。追加質問あればお願いします。

(石井委員)

あくまでも、個人的意見として聞いていただきたいですが、やはりルートも含めて、多少の修正可能な範囲を示した上でないと、あまりアセスをやっている意味がなくなってしまうということがあります。それから、地盤が悪いかどうかというのは、確かに尾根のほうがよろしいでしょうけれども、そうではない場所で地盤が良い場所があるかどうかということを検討したかどうかというのは、おそらく「できる限り」の範囲ではないかと思います。一応、個人的意見です。

(坂本会長)

はい。日本の制度として、具体的な計画が出てこないと言明できないということではありますが、計画が具体化してきたわけですから、具体化したときの考え方を事業者として簡単に説明していただきたいと思います。これはお願いです。それでは会場で、他の方は。岩田委員、お願いします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。私は二つ、質問或いは意見を述べさせていただきます。

まず、事業者資料の生態系の37ページの項目について、予測の結果と環境保全措置が指標種の取扱いになっていまして、例えば、クマタカの繁殖期を避ける、或いは、希少な両生類等を別の場所に移すことで、生態系が守られるというような書かれ方をしています。それは生態系の保全ではなくて、重要種の保全でありますので、少しこの項目に合致していない対応だと思えます。すなわち、クマタカを支える、その環境をどう保全するのかということや、希少両生類を支える、維持するために必要な環境をどう守るのかということが大事です。例えば、どういった形の森林がどれぐらいの面積、維持されていなくてはいけない、川と森の連続性、或いは斜面と尾根との組み合わせというものがどう確保されるか、その結果として、これらの指標種がいるということになるかと思えます。指標種の場所を移して、生態系が保全されたということにはならないと思えますので、その保全措置について、もう一度検討をお願いしたいと思います。それから、水生生物については、私どもの意見、知事意見を反映して調査をしてくださったものと思っております。その結果、底生動物は、152種発見されたとのことで、結構、多様性が高いと思えます。それから、重要種も保全すべき水生生物として魚類2種、底生動物3種が発見されております。ただ、以降の予測結果、保全措置については、結局、方法書に書かれていることをそのまま写しているだけといいますか、当初から、土壌の流出対策はしっかりやっているから影響はないということで、今回調査して、重要種もいるのだけれども、やはり影響はないというような書き方をされていて、初めから結果ありきのようなアセスの結果になっているのではないかなというように思います。既に、土砂の流出対策がされているということなのですが、私のほうでは、現地を見ることのできないので、どれぐらい効果的に行われているのか、行うかというのは判断できませんが、少なくとも高い多様性を持つ底生動物や、重要な保全すべき生物が観察されているわけですので、例えば、川筋に残土置き場が多く設置されているようですけれども、そういったところでは、土砂の流出に対して、どういった点に配慮するとか、よりその重要種が発見された、或いは多様性の高い群集が発見されたということに着目して、もっと保全措置を何か取り組んで、配慮していただくよう

なことを書いていかないと、アセスの結果が反映されていることにはならないのではないかと思います。同じようなことは、陸上動物のカワネズミとか、その辺の川の中の動物に対しても、同じような書き方で、方法書の内容がコピーペーストされているような対応になっていましたので、アセスの結果を反映しているような環境保全措置には、或いは評価結果にはなっていないのではないかと思います。以上の二つです。

(坂本会長)

ありがとうございました。1点目は、個別の種の生活環境として、生態系という面で環境保全措置等を書いてください。2点目は、主に、水生生物の環境保全措置について、土砂流出防止等と書いてあるが、具体的対策を考えていないというようなことかと思えます。この2点について、事業者からの御回答をお願いします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 大内氏)

はい。今の御質問の中で2点質問があったと記憶してございます。1点目は、生態系の環境保全措置で、貴重種の保全措置がしっかり見えていないということで、こちらにつきましては、今一度、次の審議会の際に御説明させていただきたいと考えてございます。

もう1点は、水生生物の関係でございます。環境保全措置の考え方という部分が、川筋に、残土置き場等々を設置しているという部分での措置ということで、今一度、保全措置についても、検討させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

(坂本会長)

ありがとうございました。2点とも、宿題ということで対応いただくと理解いたしました。それでは、会場の湯本委員、小林委員いかがですか。湯本委員のほうからお願いします。

(湯本委員)

湯本です。この調査の対象として、ルート上の両端何メートルという形でやっていますけれども、この範囲には、付帯工事の場所の調査というのはすべて含まれているのでしょうか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株) 五十嵐氏)

工事用地等は含まれていると考えていただければと思います。

(坂本会長)

例えば、具体的に言うと、工事用道路を作るときに、その両側の何メートルみたいなことをやっているのかな。

(湯本委員)

新設する電線の両側500メートルでやっちらっしゃるということですね。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)
電線の両側500メートルです。

(湯本委員)

そうすると、そこを例えば、付帯工事がいくつかありますが、モノレールや、その基地など、その周りまで、すべてその範囲に含まれると考えていいですか。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)

準備書7-3ページを御覧ください。送電線が赤く表示されておりまして、この両サイドに500メートルの黒い円がございますが、工事で使う範囲につきましては、青の線で表現しております。

(坂本会長)

はい。それでは、小林委員は後で質問するというので、ここからはウェブ参加の方をお願いします。御質問ある方は、挙手をお願いしたいと思います。御質問、御意見ををお願いしたいと思います。

(別宮委員)

別宮です。保全すべき植物の移植について質問です。いくつか移植が必要な植物が、様々な場所にあったかと思いますが、それらを移植する先はどのように選定されるのか教えていただけますか。

(坂本会長)

では、事業者の方に御説明をお願いします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)

基本的には周辺にあります、同一環境となるとところを探しまして、そこに移植したいと考えております。

(別宮委員)

ありがとうございます。それで同一環境という場合に、例えば、ランだとか、そういう植物の場合は、一見、同じ環境に見えても、土壌中に共生菌がいないと定着できなかつたりするというのは、御存じだと思いますけれども、そういった点はどうお考えでしょうか。

(坂本会長)

事業者の方、移植先の選定について、もっと詳しいことを説明をお願いします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)

菌類と共生している植物に関しましては、自生している個体があるところの近くを選定して、移植を考えております。

(別宮委員)

分かりました。ありがとうございます。あと、もう1点、質問ですが、よろしいでしょうか。

(坂本会長)

はい。お願いします。

(別宮委員)

工事終了後に、緑化工事をされるということですが、緑化工事の対象となる場所と方法について教えてください。

(坂本会長)

事業者の方、お願いします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)

今現在、緑化工事の対象箇所につきましては、工事用地で使用した場所となります。方法としましては、周辺に存在する樹種を選定して植栽することを考えております。ただ、その地権者さんの了解が得られればというような条件になりますので、生態系の観点からも、広葉樹を根差していただけませんかという話はしますが、了解が得られない場合は、その地権者の指定種を植栽することで考えています。

(坂本会長)

別宮委員、よろしいでしょうか。

(別宮委員)

はい。ありがとうございます。

(坂本会長)

それでは、どなたかお願いします。

(佐藤委員)

佐藤です。よろしくお願いします。希少種の審議でまとめて質問しますが、この事案では、例えば、事業者資料の陸上動物の35ページにありますように、評価の結果というところで、先ほど石井委員が質問しておられましたが、「環境保全についての配慮は適正に行われ、事業者の実行可能な範囲で環境への影響が」と書いてありますが、これはあまりにも分からない表現だと私も思います。事業者の「実行可能」とは、事業者ができそうななければ、やらなくていいということにも受け取れますし、どこまで県知事さんがやってほしいというところで、さすがに莫大な費用が掛かるからできませんという、その辺のことは、折り合いがあるかもしれませんが、初めから、事業者の実行可能な範囲というこの文章は誠実さに欠けるなと思います。ですので、これに関しても、希少種の猛禽類の審議で質問したいと思いません。

(坂本会長)

工藤委員、高木委員、箕浦委員いかがですか。工藤委員、お願いします。

(工藤委員)

準備書の知事意見に対する事業者の見解のところを拝見しておりましたら、知事意見のほうで専門家の助言という項目があるのですが、回答では、専門家の助言を受けなかったため、記載しておりませんというようになっていますが、この回答というのは、その専門家が助言してくるのを待っていたけれどもなかったということなのか、或いは、この準備書を作成、調査するに当たって、何も専門家の意見を聞くようなことがなかったということなのか、どちらでしょうか。

(坂本会長)

事業者から御説明をお願いいたします。

(事業者 東京電力パワーグリッド(株)五十嵐氏)

後者のほうです。調査する上で、現段階では、専門家に相談することがなかったと考えております。

(工藤委員)

分かりました。

(坂本会長)

それでは他に御意見がありますか。よろしいですか。よろしければ、希少種の審議に移ります。それではここまでは、御意見が出尽くしたということにさせていただきます。これから希少種の審議に話を移しますが、今、御質問がありましたように、多くは環境保全措置の具体的内容ということで、その方法等の決定の背景について、意見が多くありました。次回は、その辺をしっかりと御説明いただくということを期待しています。

では、次は、希少動植物に関する審議に移ります。冒頭にお伝えしたように、非公開で行いますので、報道関係者及び傍聴人の皆様には、退室いただくよう御協力をお願いいたします。

〈報道関係者及び傍聴人退室〉

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

ここからは、公開ということで、報道関係者及び傍聴人の皆様に入ってくださいになります。

〈報道関係者及び傍聴人入室〉

非公開審議では、事業計画や環境保全措置等について、様々な御意見がありました。

最後に、全体を通して、御意見等がありましたら、お願いいたします。

私から、簡単なことでお聞きします。事務局資料2の写真について、質問です。残土処分場④用地の写真は、傾斜地ですか。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。事務局で確認していますので、説明いたします。この残土処理場④は、道路の横側の一段低くなった場所で、平場になっておりましたので、斜面ではありません。

(坂本会長)

分かりました。

では、総括いたします。この審議会では、約2年前に、具体的な計画が示されないうままに、調査の方法等の審議を行いました。この2年間で、計画が具体化され、調査結果が出てきたわけです。

1点目は、計画が具体化する過程で、どのような検討がなされてきたか、もう少し御説明いただけたらと思います。具体例を言うと、鉄塔のルートのご検討についてです。

2点目は、環境保全措置の話です。日本の制度では、そこで、やってはいけないということとは言えない制度となっています。この審議会ですることができることは、「せめて環境保全措置をしっかりとってください」という立場となっています。その点で、環境保全措置について、具体性がないことについて、こちらとしても、十分な意見が言えないところがございますので、次回には、保全措置の、より具体的なものをお示しいただければと思っています。

それでは、他に御意見ありますか。よろしいですか。それでは、事業内容に関する説明と質疑が終了いたしました。事業者の皆様には、本日、回答いただけなかった分については、事務局を通じて回答をお願いいたします。

次回で説明ということになっておりますが、事業者からの回答は、事務局を通してまとめてではなく、その都度回答をいただけたほうが、次回の審議会までにより良いものになるかと思っております。また、委員の方で、追加の質問等がございましたら、6月4日(金)までに事務局にお伝えいただき、事業者の皆様にはお手数ですが、御回答をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。御協力ありがとうございました。それでは、司会のほうにお渡しします。

(司会 事務局 安部課長補佐)

以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたします。委員の皆様におかれましては、議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

坂本会長には、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

それでは、3 その他ですが、事務局からは特にございません。委員の皆様からは、何かございますでしょうか。

(坂本会長)

この案件については、あと何回審議会が開催され、知事意見を出すのかな。

(事務局 渡邊主査)

事務局の渡邊です。まだ、県民等意見概要書の提出がなされていないので、具体的なスケジュールは示せませんが、2回程開催予定です。1回目で今回の質問の回答をいただき、2回目で知事意見の骨子について審議を行いたいと考えています。

(坂本会長)

分かりました。

(事務局 安部課長補佐)

これをもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。御審議、ありがとうございました。